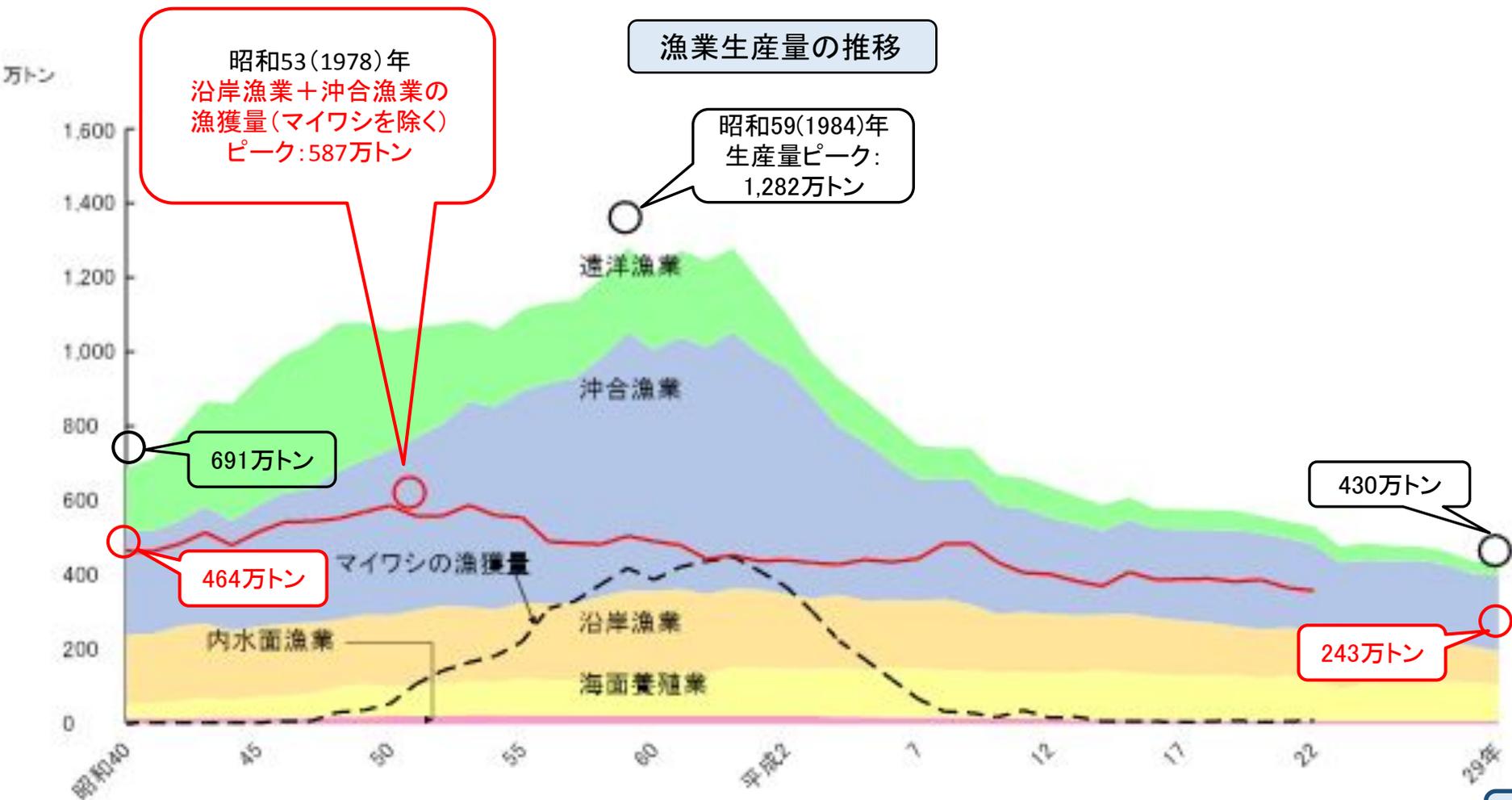


水産改革について

水産庁資源管理部長
神谷 崇

1. 何故、改革が必要か：その①(日本の漁業生産量の推移)

- 日本の漁業生産量は、昭和59(1984)年にピークに達した後、減少傾向。
- 昭和63(1988)年頃からのマイワシの大幅な減少や遠洋漁業の縮小を除いても減少傾向にあり、国民に対して水産物を安定供給していくためには、この減少傾向に歯止めをかける必要。

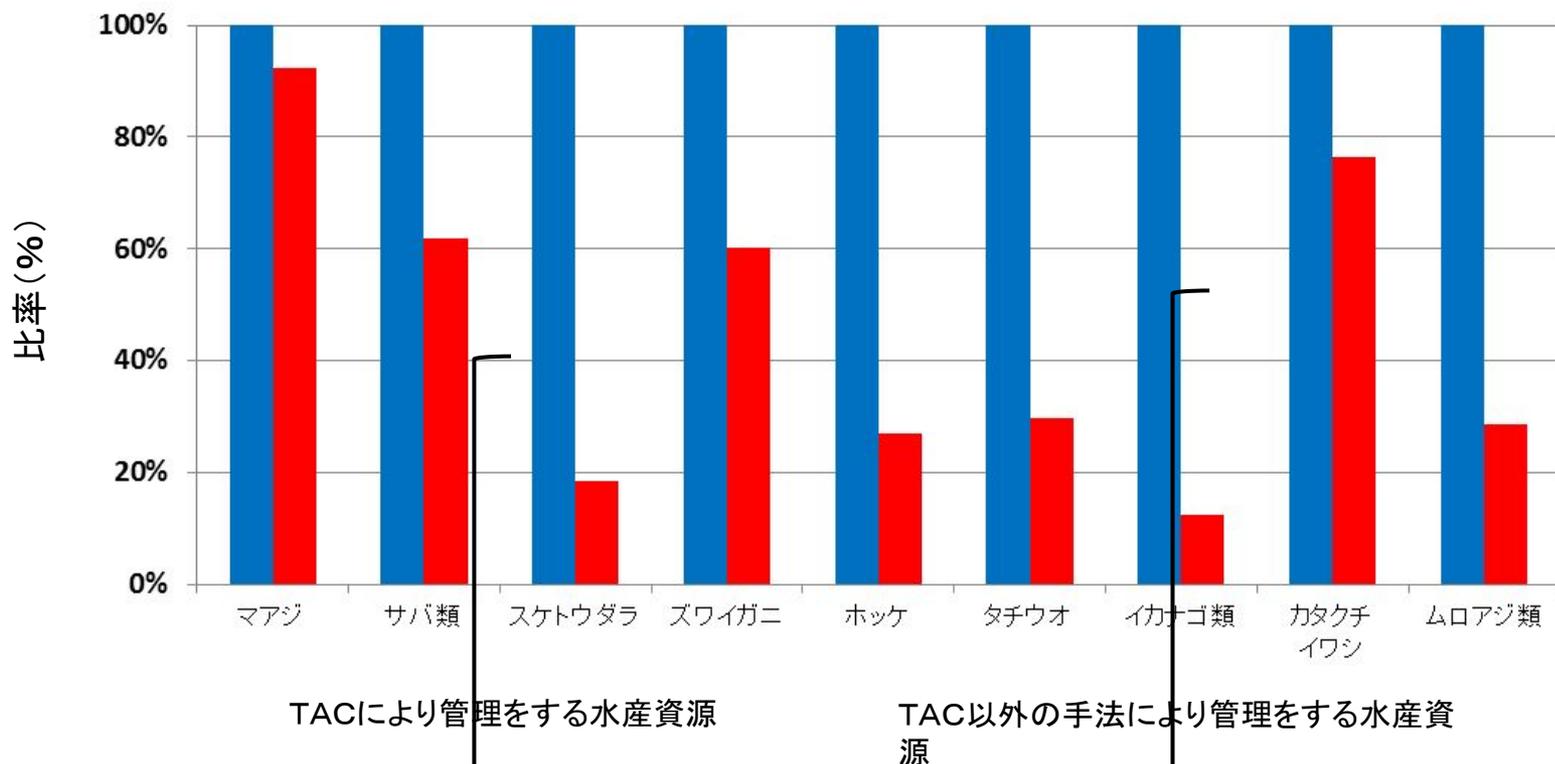


1. 何故、改革が必要か：その②(水産資源の現状)

- 資源量が周期的に大きく変動するマイワシや遠洋漁業により漁獲されるもの以外の漁業生産量の減少については様々な要因が考えられるが、適切な資源管理を行い、水産資源を維持できていれば、漁業生産量の減少を防止・緩和できたと考えられるものが多い。
- 数量管理(漁獲量自体の制限による資源管理)を行った水産資源については、それ以外の水産資源に比べて、漁業生産量の減少の程度が小さい。

管理手法による生産量の比較

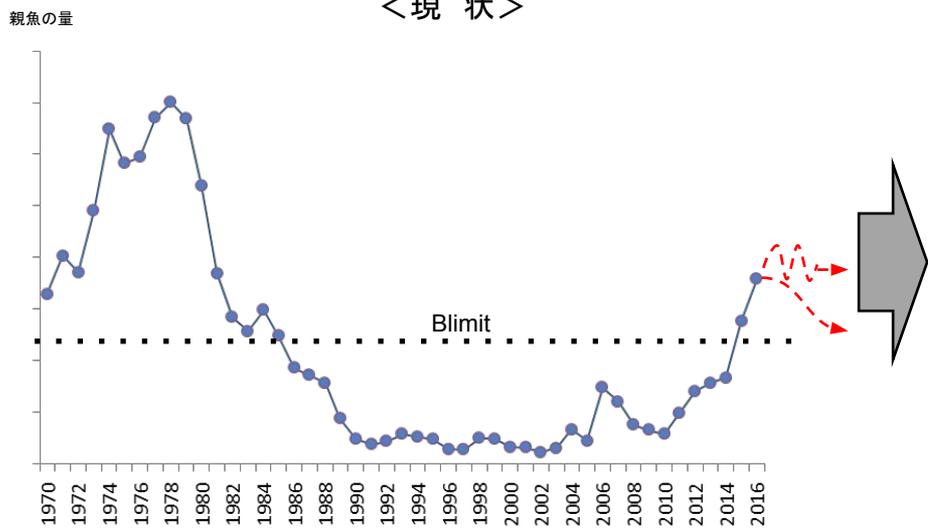
昭和59年の生産量(■)に対する、平成28年の生産量(■)の比率
(昭和59年の生産量を100%)



2. 何を改革するか: その①(資源管理の目標の明確化)

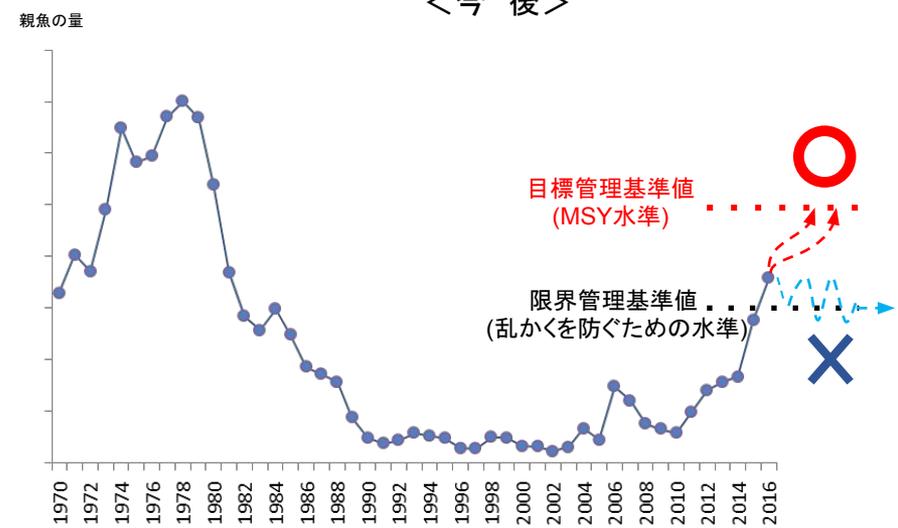
- 現在は、主要種について、安定した加入が見込める最低限の親魚資源量(Blimit)への維持・回復を目指した管理を実施。
- 今後は、持続的な水産資源の利用を確保していくため、大臣の定める資源管理基本方針において、
 - ① 目標管理基準値: 最大持続生産量を達成する資源水準の値
 - ② 限界管理基準値: 乱かくを未然に防止するための資源水準の値(これを下回った場合には目標管理基準値まで回復させるための計画を定めることとする)
 を設定し、これらを基に管理を実施。
- 目標管理基準値と限界管理基準値を定めることができないときは、資源水準を推定した上で、維持・回復させるべき目標となる資源水準の値を設定。

<現 状>



- 基準値を上回った場合に目指す資源水準がない
- 一時的な水温上昇等の環境要因等により資源量が危険水準まで低下するといった脆弱性を有していた。

<今 後>

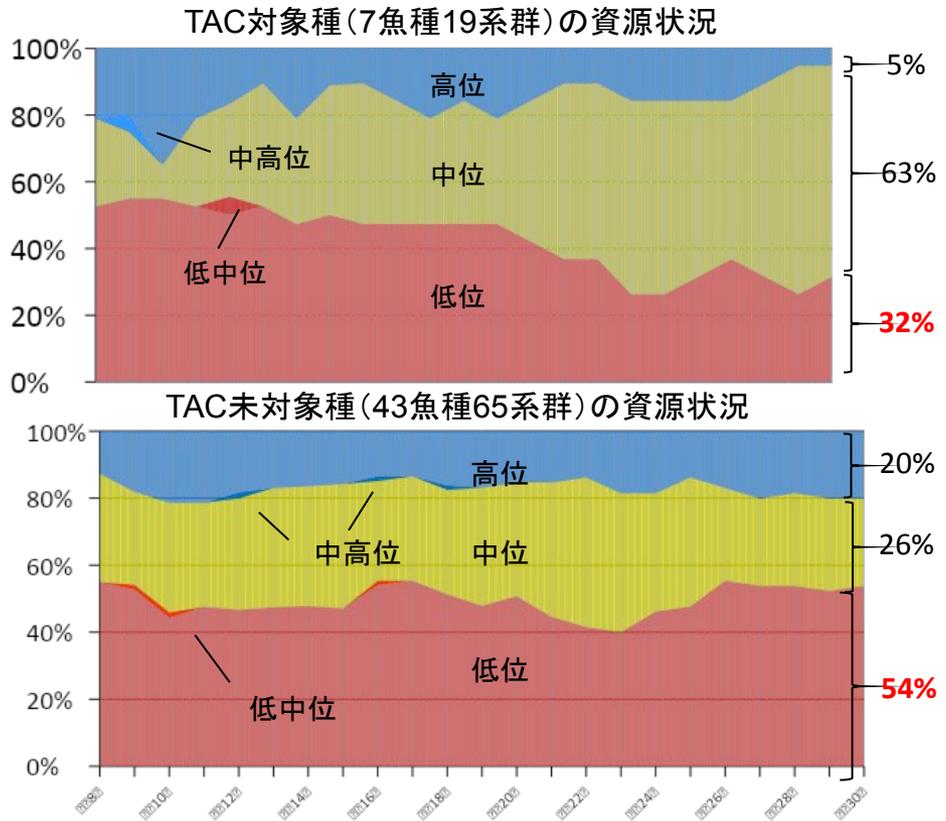


- 資源水準をMSYを実現する水準に回復・維持させる目標を設定。
- これにより、資源の状況によっては、短期的に漁獲抑制が必要となる場合もあるが、長期的には資源量の増加、安定した採捕による資源の最大限の有効活用が促進。
- 長期的な漁獲量の予見可能性が高まり、漁業者の長期的経営計画の策定が可能となる。

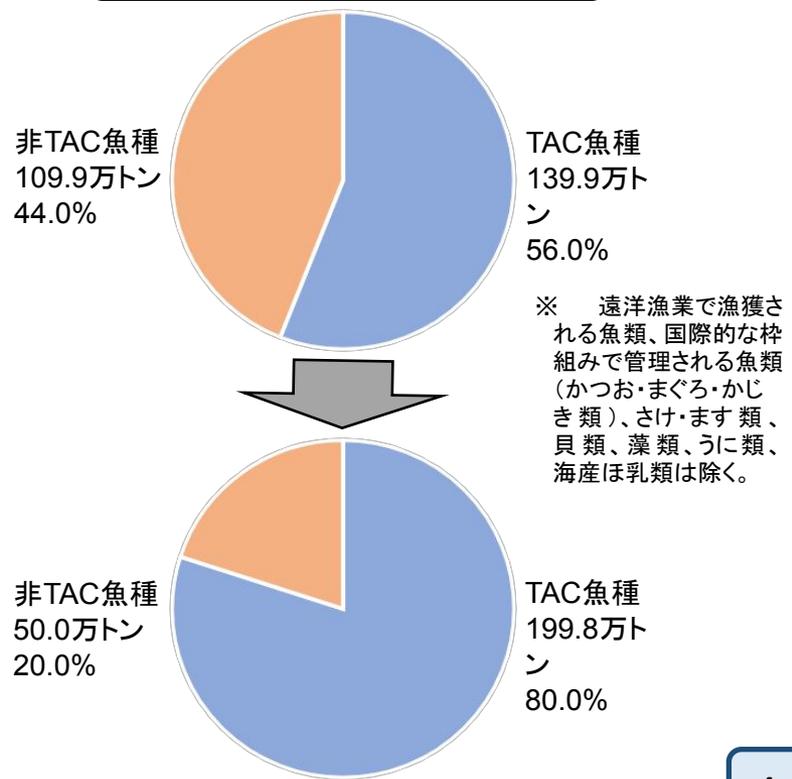
2. 何を改革するか: その②-1(数量管理の強化)

- 現在の日本の公的規制は、漁船の隻数やトン数の制限(インプットコントロール)と漁具等の制限(テクニカル・コントロール)が中心。一方、漁獲能力の向上により、これらを順守していても漁獲の強さが過剰になってしまうおそれ。
- 漁獲量を制限(アウトプット・コントロール)する漁獲可能量(TAC)制度の対象は現在8種にとどまる。一方、資源水準が低位にある種の割合は、TAC未対象種の54%に比べ対象種は32%と低い。
- 今後は、目標を達成していくための手法はTACによる管理を基本としつつ、漁業時期又は漁具の制限その他の手法による管理を合せて行う。TACの対象魚種は早期に漁獲量ベースで6割 → 8割を目指す。

資源状況
(国の資源評価対象)



TAC種・非TAC種の構成
(漁獲量ベース; 平成25~27年平均)



資料: 農林水産省「漁業・養殖業生産統計」

2. 何を改革するか: その②-2(自主的な資源管理の充実)

- 国や都道府県による公的規制と漁業者の自主的管理の組合せにより資源管理を実施する体制は、今後も存続。特に、沿岸漁業においては、関係漁業者間の話し合いにより、実態に即した形で様々な自主的な管理が行われており、資源の持続的利用の確保に向け、引き続き重要な役割を担う。
- 平成27年度から、適切な資源管理の推進を図ることを目的として、資源管理計画について評価・検証を開始しており、今後は、評価・検証の結果を踏まえ、必要に応じ、取組内容を見直すとともに、評価対象資源の拡大や管理目標の設定、管理効果の検証に必要なデータを収集する体制づくり等に取り組む。
- 今後、資源管理指針は、国が定める資源管理基本方針と都道府県資源管理方針に移行し、資源管理計画は、資源管理協定に移行することを予定(移行完了後、資源管理指針・計画体制は廃止)。

事例1: 宮崎県のカサゴ延縄漁業の資源管理計画

取組内容

- 10月1日～4月14日の休漁
- 操業区域の制限(共同漁業権内)
- 釣針の大きさは鯛針13号以上
- 針数の制限
- 小型魚漁獲を防止する大きな餌を使用
- 禁漁区の設定

評価・検証の結果

《評価》

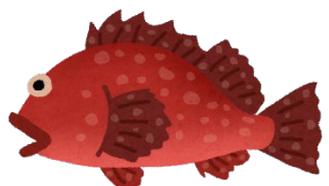
- 資源水準・動向は「中位・横ばい」

《検証》

- 取組の継続により親魚量と加入量を確保することが資源の維持、回復のために重要。

計画の見直し

- 現行の取組を継続



事例2: 北海道のツブ類かご漁業の資源管理計画

取組内容

- 小型個体の採捕制限
- 漁具制限(かごの大きさ)
- 漁場造成・保全

評価・検証の結果

《評価》

- 全ツブ類の漁獲量は、平成23年度以降減少傾向
- かご漁業の1隻あたりの1日の漁獲量は、若干下降。

《検証》

- 現在の取組を継続するものの、新たな禁漁区域を設定するなど更なる資源管理を推進することを検討。

計画の見直し

- 現行の取組に「操業区域規制」を追加

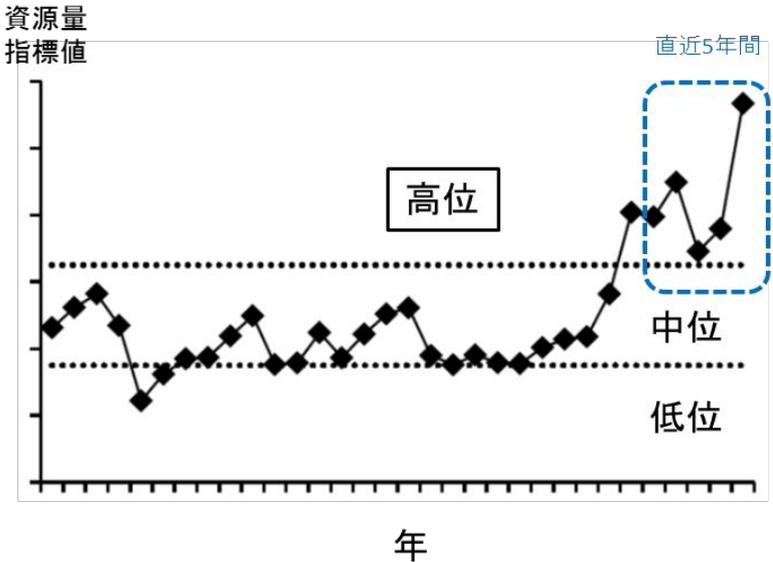


2. 何を改革するか: その③(資源評価の高度化)

- 国際的に遜色のない資源管理を実施していくためには資源評価の高度化が必須。
- 具体的には、資源ごとに、①最大持続生産量(MSY)を達成するために必要な「資源量」と「漁獲の強さ」を算出し、②それと現在の「資源量」と「漁獲の強さ」を比較した評価とするとともに、③行政機関がMSYを達成させるための管理方法の検討を行う材料を提供する。
- また、2023年度までに資源評価対象種を200種程度に拡大していく。

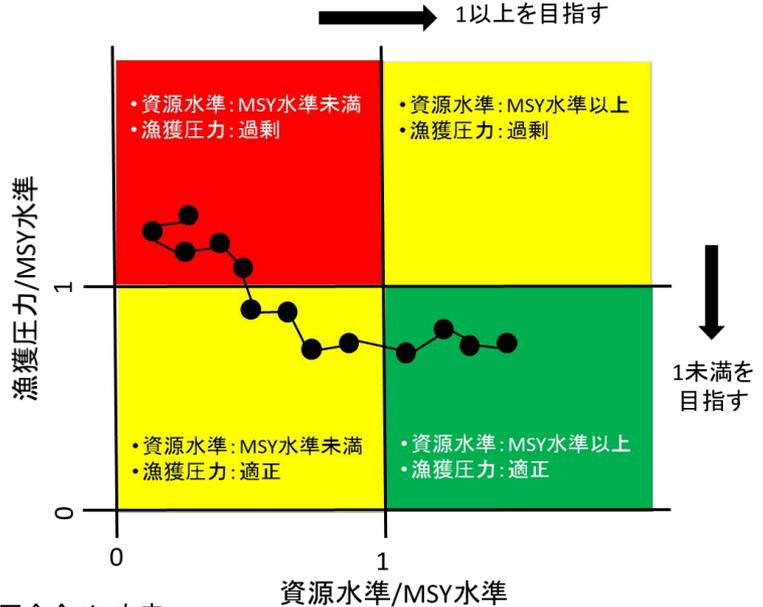
(現行の評価)

- 資源水準: 過去20年以上の推移から高位・中位・低位の3段階に区分
- 資源動向: 過去5年間の推移から増加・横ばい・減少に区分



(今後の評価)

- 資源水準と漁獲圧力について、最大持続生産量を達成する水準と比較した形で過去から現在までの推移を表示(神戸チャート)



参考: 神戸チャートの名称は、2006年に神戸で開催された「第1回まぐろ類地域漁業管理機関合同会合」に由来。

2. 何を改革するか:まとめ

【資源調査】

(行政機関／研究機関／漁業者)

○漁獲・水揚げ情報の収集

- ・ 漁獲情報(漁獲量、努力量等)
- ・ 漁獲物の測定(体長・体重組成等)

○調査船による調査

- ・ 海洋観測(水温・塩分・海流等)
- ・ 仔稚魚調査(資源の発生状況等)等

○海洋環境と資源変動の関係解明

- ・ 最新の技術を活用した、生産力の基礎となるプランクトンの発生状況把握
- ・ 海洋環境と資源変動の因果関係解明に向けた解析

○操業・漁場環境情報の収集強化

- ・ 操業場所・時期
- ・ 魚群反応、水温、塩分等

【資源評価】

(研究機関)

行政機関から独立して実施

○資源評価結果(毎年)

- ・ 資源量
- ・ 漁獲の強さ
- ・ 神戸チャート(※) など

※ 資源水準と漁獲圧力について、最大持続生産量を達成する水準と比較した形で過去から現在までの推移を表示したもの

○資源管理目標等の検討材料(設定・更新時)

1. 資源管理目標の案
2. 目標とする資源水準までの達成期間、毎年の資源量や漁獲量等の推移(複数の漁獲シナリオ案を提示)

【資源管理目標】

(行政機関)

関係者に説明

1. ①最大持続生産量を達成する資源水準の値(目標管理基準値)
②乱かくを未然に防止するための値(限界管理基準値)
2. その他の目標となる値(1.を定めることができないとき)

【漁獲管理規則(漁獲シナリオ)】

(行政機関)

関係者の意見を聴く

【操業(データ収集)】

(漁業者)

○TAC管理の下での操業

- ・ 漁船からのリアルタイム情報収集
- ・ 魚群探知情報を活用した資源量把握

○水揚げ

- ・ 市場水揚げ情報の迅速な収集体制の整備



【TAC-IQ】

(行政機関)

関係者の意見を聴く

- ・ TACは資源量と漁獲シナリオから研究機関が算定したABCの範囲内で設定
- ・ TACによる管理は、準備が整った区分からIQにより実施

3. 現実の運用に向けて(改正漁業法に基づく政省令等について)

- 2020年12月までに施行される改正漁業法の下で新たな資源管理が開始できるよう、政省令等の準備を進めているところ。

政省令等の内容(資源管理関係)

1. 海洋生物資源の保存及び管理に関する法律(TAC法)を廃止し、改正漁業法に漁獲可能量(TAC)や漁獲割当て(IQ)に係る規定を新設したことに伴い、各政省令を一本化。
2. IQによる漁獲量の管理を実施するための手続や漁獲量等報告の内容等を定める。
 - ア) 漁獲割当対象の特定水産資源を採捕するための申請手続を定める(漁獲割当割合の設定等)。
 - イ) 漁獲割当割合の有効期限は5年を原則とする。
 - ウ) 漁獲割当割合の移転を認める場合の条件を定める。
 - エ) 漁獲割当管理区分における漁獲量等に係る報告の期限(原則3日以内)、報告事項等を定める。
 - オ) 漁獲割当管理区分以外の管理区分における漁獲量等に係る報告の期限(翌月10日を基本)、報告事項等を定める。
3. 漁業者が自主的に実施する資源管理の取組を内容とする資源管理協定の認定手続等を定める。
 - ア) 協定の認定に当たっての申請手続等を定める。
 - イ) 協定において定める事項を定める。
 - ウ) 認定協定の変更に関する事項、認定取消しの要件、廃止の手続きを定める。

※ 資源管理基本方針について

- ・国の資源管理指針は、法に基づく資源管理基本方針に移行。
- ・資源管理基本方針において、TAC対象資源(特定水産資源)を定める。
- ・資源評価の結果を踏まえて、資源管理基本方針において資源管理目標を設定。